

最低賃金の概要

国土交通省 神戸運輸監理部

内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金

決定者		国土交通大臣	神戸運輸監理部長
区分		全国	神戸運輸監理部の管轄区域
適用する地域		全国	神戸運輸監理部の管轄区域
発効年月日		令和6年2月21日	令和6年4月17日
対象船員		船舶所有者に雇用されている船員であって、沿海区域の総トン数100トン以上の鋼船に乗り組む者。 (はしけ、漁船、海上旅客運送業、サルベージ業に従事する船舶を除く。)	兵庫県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者に雇用されている船員であって、平水区域の鋼船、沿海区域の総トン数100トン未満の鋼船、鋼製はしけ、木船に乗り組む者。(漁船、海上旅客運送業、サルベージ業に従事する船舶を除く。)
最低賃金額	職員	258,950円	260,650円
	若年職員	242,500円	244,200円
	はしけ長	—	260,650円
	部員 (海上経歴3年以上)	200,350円	202,100円
	部員 (海上経歴3年未満)	191,050円	192,800円

※1 若年職員とは、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科 船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	4年6月
海員学校乗船実習科 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	4年
海上保安学校本科 海員学校インターンシップ課程（本科） 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	3年6月
海員学校専修科 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科 船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	2年6月
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。） 海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四） 海技大学校海上技術科（航海科、機関科） 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	2年6月
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程 海員学校インターンシップ課程（専修科） 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターン	2年

シップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

※2 部員の海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者については3年を、その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業者については2年を、その他の高等学校卒業者については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

海上旅客運送業最低賃金

決定者		国土交通大臣	神戸運輸監理部長
区分			
適用する地域		全 国	神戸運輸監理部の管轄区域
発効年月日		令和6年2月21日	令和6年4月17日
対象船員		船舶所有者に雇用されている船員であって、旅客運送に従事する遠洋区域、近海区域、沿海区域の総トン数100トン以上の船舶に乗り組む者。 (沿海区域の総トン数100トン以上の船舶で平水区域から最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。)	兵庫県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者に雇用されている船員であって、旅客運送に従事する平水区域、沿海区域の総トン数100トン未満の船舶、沿海区域の総トン数100トン以上の船舶で平水区域から最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶に乗り組む者。
最低賃金額 (月額)	職員	255,750円	255,800円
	事務部職員	200,750円	—
	部員	192,900円	194,350円

神戸漁業（沖合底びき網）漁業最低賃金

適用する地域	神戸運輸監理部の管轄区域
発効年月日	令和6年4月17日
適用する船員	兵庫県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者に雇用されている船員であって、推進機関を有し、沖合底びき網漁業に従事する15総トン以上の船舶に乗り組む者。
適用する期間	沖合底びき網漁業に係る雇入契約期間。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。
最低賃金額 (月額) 1人歩船員	215,600円 ただし、月払いとする

※ 1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当って、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。

最低賃金に算入しない賃金

最低賃金法は低賃金労働者に賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを目的としていることから、同法の実質的な効果を確保するため、最低賃金の対象となる賃金は、基本的な賃金に限定する必要があるとあり、以下のような付加的な賃金は、これを最低賃金の対象となる賃金からは除外することとなっています。

- 1 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれら労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- 2 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- 3 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- 4 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- 5 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- 6 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの